



2015年度北海道春季学生ヨットレース

大会期日：5月4日～5月6日

場所：小樽祝津ヨットハーバー

共同主催：北海道セーリング連盟, 北海道学生ヨット連盟

帆走指示書

1. 規則
 - 1.1. 本大会には、『セーリング競技規則2013-2016』（以下規則）に定義された規則を適用する
 - 1.2. 『当該クラス規則』、『全日本学生ヨット連盟規約』、『470級学連申し合わせ事項』、『スナイプ級学連申し合わせ事項』を適用する
 - 1.3. SCIRAR規則『国内及び国際選手権大会の運営規定』は適用しない
2. 競技者への通告
競技者への通告は、陸上本部に設置された公式掲示板に掲示される
3. 帆走指示書の変更
帆走指示書の変更は、それが発効する当日8:10までに公式掲示板に掲示される。ただし、レース日程の変更はそれが発効する前日の16:30時までに掲示される
4. 陸上で発する信号
 - 4.1. 陸上で発する信号は、陸上本部のポールに掲揚される
 - 4.2. 陸上でAP旗が掲揚された場合、レース信号AP旗中の『1分』を『45分以降』と置き換える
 - 4.3. 音響信号1声と共に掲揚されるD旗は、「予告信号は、D旗掲揚後60分以降に発する。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。
5. レースの日程
 - 5.1. レースの日程は表1のとおりである
 - 5.2. 1日に行うレース数は最大4レースまでとする
 - 5.3. 470級のスタート信号発声後と同時にスナイプ級の予告信号を発する
スナイプ級の予告信号は470級のスタート信号の発生と同時に、またはそれ以降に発せられる。
 - 5.4. 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に音響1声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗(別添え図3参照)を掲揚する。
 - 5.5. 5月4日, 5月5日, は15:30、5月6日は13:00を過ぎてスタート予告信号を発しない
 - 5.6. L旗とAP旗及びクラス旗を本部船にて掲揚した場合、昼休憩とし、本部船及び公式掲示板にて次のレースのスタート予告信号の時刻を通知する。

表1：レース日程

日程	時刻	予定
5月4日（月）	8:10 9:30 12:00	運営会議 開会式 引き続き トラペゾイドコースに関する説明 最初のレースのスタート予告信号予定時刻
5月5日（火）	8:00 8:10 9:20	運営会議 ブリーフィング 最初のレースのスタート予告信号予定時刻
5月6日（水）	8:00 8:10 9:20 16:00	運営会議 ブリーフィング 最初のレースのスタート予告信号予定時刻 閉会式



6. クラス旗
国際470級は白地に青の470級紋章の旗, 国際Snipe級は白地に青のスナイプ級紋章の旗を用いる
7. レースエリア・コース
別添図の通りとする
8. コース
 - 8.1. 別添図2に、各レグ間のおおよその角度、通過すべきマークの順序、及び各マークの通過する側を含むコースを示す
 - 8.2. 予告信号以前もしくは同時に本部船に、選択されるコース及び、最初のレグのおおよそのコンパス方位、またその適用クラスのクラス旗を掲示する
9. マーク
 - 9.1. マーク1,2,3は、数字で1,2,3と表示したオレンジ色の三角錐ブイ、マーク4は黄色の円筒形ブイとする
 - 9.2. スタートマークは、ラインのスターボード側にあるスタート本部船とポート側にあるブイとする
 - 9.3. フィニッシュマークは、青色旗を掲げたレース委員会艇とブイとする
 - 9.4. 指示 11 に規定する新しいマークは、黄色の円筒形ブイとする
10. スタート
 - 10.1. スタート・ラインは、スタート本部船上の「オレンジ色旗」を掲げたポールとスタートアウター側のブイの間とする
 - 10.2. 予告信号の発せられていないクラスの艇はレース中のクラスのすべての艇を避けなければならない
 - 10.3. スタート信号後4分以降にスタートする艇は、DNSと記録される。これは規則A4を変更している
 - 10.4. U旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られた三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とされない。これは規則 26 を変更している。U旗が準備信号として使用される場合、規則29. 1個別リコールは適用されない。また、U旗ペナルティの得点略語は"UFD"とする。これは規則A11 を変更している
11. コースの次のレグの変更
コースの次のレグを変更する為に、レース委員会は、新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える
12. フィニッシュ
フィニッシュ・ラインは、レース委員会艇のオレンジ旗を掲げたポールとブイの間とする
13. ペナルティー
 - 13.1. 付則Pを適用する
 - 13.2. 指示 17.1 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問無しに PTP と記録し、フィニッシュした順位の数に3 を加えた得点（出艇申告の手続きに違反した場合は出艇申告後の最初のレース、帰着申告の手続きに違反した場合は帰着申告の直前の最後のレース）を与えることがある。ただし、失格とされた艇より悪い点を与えられることはない。これは規則 63. 1 および A5 を変更している
14. タイムリミット
先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった（DNF）』と記録される。この項は、規則35、A4、A5を変更している



15. 抗議と救済の要求

- 15.1. 抗議および救済要求の書類は陸上本部にて入手できる。抗議, 及び救済の要求は適切な時間内に提出しなければならない
- 15.2. それぞれのフリートに対して、抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 90 分とする。この項は規則 62. 2 を変更している
- 15.3. プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。競技者への審問の時刻、場所、当事者および証人として指名された者への通告は、抗議締切時刻後30分以内に公式掲示板に掲示される。審問はハーバー2Fの会議室にて提示した時刻に始められる。
- 15.4. 規則 61. 1(b)に基づき、レース委員会またはプロテスト委員会による抗議を掲示する
- 15.5. 規則42 に違反した艇の一覧を公式掲示板に掲示する
- 15.6. 指示 4. 3, 13. 2, 17, 18, 19, 22, 24の違反は、艇による抗議あるいは救済の要求の根拠とはならない。この項は規則 60. 1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーはプロテスト委員会が決めた場合には失格より軽減する事ができる
- 15.7. レースを行う最終日では、審問再開の要求は、次の時刻までに提出しなければならない
 - (a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時刻まで
 - (b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後15分以内これは規則66を変更している

16. 得点

- 16.1. 本大会は、2レースの完了をもって成立する
- 16.2. 5レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする
- 16.3. 5レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする

17. 安全規定

- 17.1. 出艇しようとする、あるいは着艇した艇の艇長は、大会本部において用意される用紙に書名しなければならない。出艇申告はその日の最初のスタート予告信号予定時刻の 90分以上前から受け付ける。帰着後、その日に再出艇する場合も同様に申告をしなければならない
- 17.2. 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに、レガッタオフィスに用意される「帰着申告書」にサインしなければならない。帰着申告書はその日の最終レース終了後 60分間用意される。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある
- 17.3. 海上でリタイアした艇は、実行可能であればレース・エリアを離れる前にレース・コミッティー・ポートにその旨を伝えること
- 17.4. 艇の乗員は、離岸してから着岸するまでの間、衣服または個人装備を一時的に変える間を除き、有効な浮力を有する救命補助具：ライフジャケット（自分の体重を支えるのに十分な浮力があるもの）を着用しなければならない

18. 乗員、または装備の交換

- 18.1. 参加登録された乗員以外の交代は許可されない
- 18.2. 艇に登録外の乗員が乗ることは許可されない。
- 18.3. 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の適切な機会に行わなければならない

19. 装備と計測のチェック

艇, 装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するためにいつでも検査されることがある

20. 運営艇の識別標

レース委員会艇 オレンジ色旗
ジュリーボート 白地にJURYと書かれた旗

21. 支援艇

- 21.1. 艇の支援要員が支援艇を用いる場合は、事前にレース委員会に登録しなければならない
- 21.2. 支援艇は、レース・コミッティー・ボートの運行を妨げてはならない。また、指示 21.3及び 21.4に基づくレース委員会の要請がない限り、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュまたはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない
- 21.3. 支援艇・応援艇は識別旗を用意し、水上にいる間、識別旗を目立つように掲揚しなければならない。識別旗は最低縦幅35cm, 最小横幅55cmの緑色旗とする
- 21.4. 支援艇・応援艇は、レース委員会及びプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない
- 21.5. 天候その他の事情により、レース委員会は支援艇に曳航の要請をする場合がある
- 21.6. レース・コミッティー・シグナルボートまたはレース・コミッティー・ボートにB旗とH旗が掲揚された場合、「すべての支援艇は、レースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない」ことを意味する。この場合、指示 21.2 は適用されない
- 21.7. レース委員会またはプロテスト委員会は、支援艇・応援艇の指示 21.1、21.2、21.3、21.4の違反を申し立てて、その支援艇・応援艇の関与する艇を抗議することができる。プロテスト委員会は、審問においてその支援艇・応援艇が違反したと判定した場合、その支援艇・応援艇の関与するチームの艇にペナルティーを課すことができる。これは、規則 64.1 を変更している。違反を申し立てられた支援艇・応援艇の代表者は、プロテスト委員会から要請された場合、この指示に基づく審問に出席しなければならない

22. 無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は無線送信、すべての艇が利用できない無線通信の受信をしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用する

23. 賞

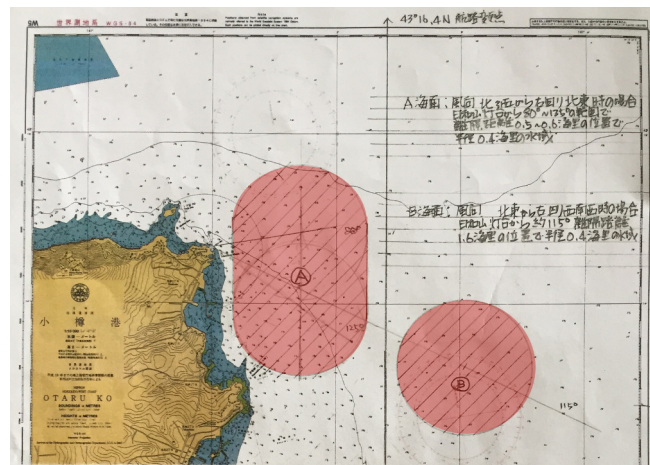
上位3艇に賞状を授与する

24. ごみの処分

艇は水中にごみ等を捨ててはならない。ごみは、各艇が責任をもって処理しなければならない

25. 責任の否認

本大会の競技者は自分自身の責任で参加する。主催団体は、大会前後、または大会期間中に生じた物理的損害または個人の負傷、身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わな

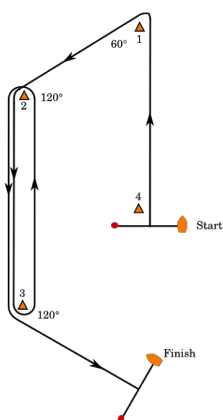


別添図1 (競技海域位置図)



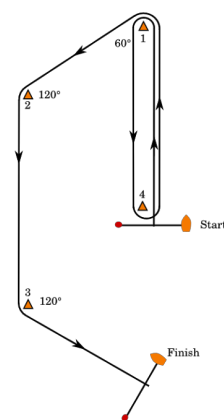
北海道学生ヨット連盟

▼ 風向



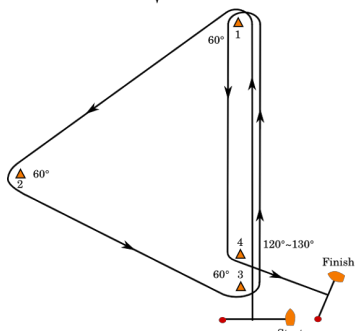
(O コース) S-1-2-3-2-3-F

▼ 風向



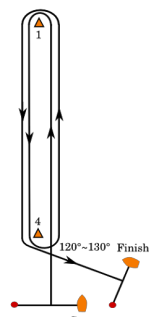
(I コース) S-1-4-1-2-3-F

▼ 風向



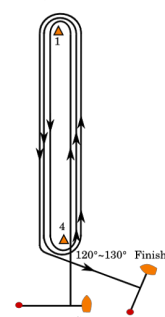
(T コース) S-1-2-3-1-4-F

▼ 風向



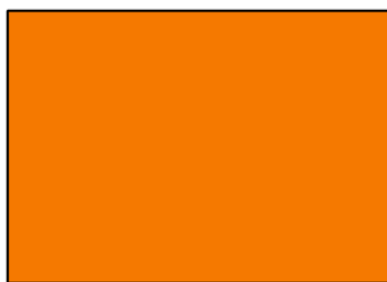
(S1 コース) S-1-4-1-4-F

▼ 風向



(S2 コース) S-1-4-1-4-1-4-F

別添図2 (レースコース図)



別添図3 (オレンジ色旗)